

カメラ映像機器工業会

プロジェクト審議会の設置、運営等に関する規則

一般社団法人
カメラ映像機器工業会

第1章 総則

(本規則の目的)

- 第1条** 本規則は、本会におけるプロジェクト審議会及びその下部組織の設置、改廃、活動方法等を定めるものである。
- ② 本規則は、理事会が別に定める『委員会及び作業部会の設置、運営等に関する規則』の特則であり、プロジェクト審議会及びその下部組織に関する限り、本規則が優先して適用される。

(プロジェクト審議会及びプロジェクトの設置)

- 第2条** 本会の定款第39条の規定に従い、理事会の諮問機関として「プロジェクト審議会」（以下「本審議会」という。）を置き、また、その下部組織たる「プロジェクト」（以下「PJ」という。）を設置する。
- ② 本審議会に諮問される事項は、以下のとおりとする。
- (1) 即断即決を求められる場合
 - (2) 諮問内容が複数の委員会にまたがる場合
 - (3) 特別な守秘義務を課される場合

(プロジェクト審議会委員長、副委員長及びメンバー)

- 第3条** 理事会は、その決議により、本審議会の委員長、副委員長及びメンバー若干名（以下「審議会メンバー」という。）を任命することができる。
- ② 委員長、副委員長の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、理事会は、その決議により、何時でも委員長又は副委員長を解任できる。
- ④ 委員長は、理事会からの委嘱に基づき、本審議会の活動を統括する。
- ⑤ 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長の指示に従いその職務を代行する。

(プロジェクトの新設及び改廃)

- 第4条** 理事会は、その決議により、本審議会に新たなPJの設置又は既存のPJの廃止若しくはその名称、目的、期限などの変更を行うことができる。
- ② 本審議会委員長、副委員長は、新たなPJに関し、その名称、目的、期限、チーフ及び必要に応じてサブチーフ、目的達成に必要となるメンバー候補及び活動費の概算値をまとめて、設置の提案を、又は既存のPJに関し、その廃止若しくはその名称、目的、期限などの変更の提案を、理事会に対して行うことができる。

(プロジェクトチーフ、サブチーフ及びメンバー)

- 第5条** 理事会は、その決議により、各PJのチーフ、サブチーフ及びメンバー（以下「PJメンバー」という。）を任命することができる。
- ② PJメンバーの任期は、PJの期限までとする。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、理事会は、その決議により、何時でもチーフ又はサブチーフを解任できる。
 - ④ チーフは、その担当するPJの活動を統括する。
 - ⑤ サブチーフは、チーフを補佐するとともに、チーフの指示に従いその職務を代行する。
 - ⑥ チーフは、その担当するPJの名称、目的、期限、目的達成に必要となるメンバー候補及び活動費の概算値をまとめ、本審議会に提案することができる。

(事務局の役割)

- 第6条** 本審議会及びPJの庶務は事務局がこれを行う。
- ② 事務局は、本審議会及びPJの円滑な運営を図るため、委員長、副委員長及び各PJのチーフ、サブチーフを支援しなければならない。

第2章 プロジェクト審議会の活動

(プロジェクト審議会の役割)

- 第7条** 本審議会は、理事会より諮問された事項を審議し、本審議会としての結論をまとめて理事会に答申する責務を負う。
- ② 前項に関わらず、本審議会は、会員の利益を守るため、代表理事の了解のもと、理事会の審議を待たずに緊急案件に対応し、事後報告することができる。

(プロジェクト審議会の招集)

- 第8条** 審議会メンバーは、必要に応じ、本審議会の会議を招集することができる。

(プロジェクト審議会への出席)

- 第9条** 審議会メンバーは、自ら本審議会の審議に参加する権利を有し義務を負う。
- ② 委員長は、副委員長と協議のうえ必要と認めるときは、審議会メンバー以外の第三者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクト審議会の審議)

- 第10条** 委員長は、副委員長と協議のうえ、E-Mailを通じた議論その他の適当な

方法によりプロジェクト審議会の審議を進めることができる。

第3章 プロジェクトの活動

(プロジェクトの役割)

第11条 PJは、その分担する理事会諮問事項を審議し、PJとしての結論をまとめ、理事会への答申内容につき本審議会に提案する責務を負う。

(プロジェクトの招集)

第12条 PJメンバーは、必要に応じ、PJの会議を招集することができる。

(プロジェクトへの出席)

第13条 PJメンバーは、自らPJの審議に参加する権利を有し義務を負う。

- ② チーフは、サブチーフと協議のうえ必要と認めるときは、PJメンバー以外の第三者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトの審議)

第14条 チーフは、サブチーフと協議のうえ、E-Mailを通じた議論その他の適当な方法によりプロジェクトの審議を進めることができる。

第4章 プロジェクト活動費

(プロジェクト活動費)

第15条 PJメンバーが属する会員は、その参加するPJの活動に要する経費のうち、理事会において一般管理費扱いと定めたものを除く経費に充てるため、『別表第一』に定めるPJ活動費を負担するものとする。

- ② PJ活動費として負担すべき額の変更は、本審議会委員長、副委員長が、当該PJのチーフ、サブチーフと合議のうえ立案し、理事会に提案する。
- ③ 理事会は、理事会の決議をもって、PJ活動費の額の変更を実施する。
- ④ 前項の変更等があった場合、代表理事は、当該設定等を反映すべくただちに『別表第一』を適切に修正しなければならない。
- ⑤ 参加会員は、『別表第一』に従い算出された負担額を、同表末尾に定める納付方法により本会に納めなければならない。

第5章 その他

(規則の改正)

第16条 本規則の改正は理事会の決議による。

平成21年1月27日発効

平成23年5月24日改正

別表第一

別表第一（プロジェクト活動費）

プロジェクト	プロジェクト活動費（月額）
イベントプロジェクト	0万円
国内リチウムイオン電池対策プロジェクト	0万円
PictBridge対応プロジェクト	0万円
フォトエイドプロジェクト	0万円

- 1) 参加会員が負担することとなるプロジェクト活動費の額は、参加するプロジェクトごとに設定された上記表に記載の金額の合計額となる。
- 2) プロジェクト活動費は暦月単位とし、日割り計算は行わない。また、実際の会議の開催日数、その他の活動状況に関わらない。
- 3) 参加会員は、前月の月末までに、翌月分のプロジェクト活動費を銀行振込により本会に納付するものとする。暦月の途中で参加することとなった会員は、参加後すみやかに、当該暦月1ヶ月分のプロジェクト活動費を納付しなければならない。

平成21年1月27日発効

平成23年5月24日改正